

秘書防災課公用車両リース契約 仕様書

- 1 件 名：秘書防災課公用車両リース契約
- 2 台 数：新車1台
- 3 納 車 場 所：沖縄県南城市佐敷字新里1870番地（南城市庁舎）
- 4 納 車 期 限：令和8年11月4日
- 5 リ ー ス 期 間：令和8年11月4日～令和13年11月3日（60カ月）
- 6 リ ー ス 形 態：メンテナンスリース
- 7 車 両 仕 様 等：別表1のとおり
- 8 リース条件
 - (1) メンテナンス等に関する事項
別紙1のとおり
 - (2) リース料に含まれるもの
 - ①車両本体及び付属品のリース（新規検査に要する費用を含む）
 - ②登録諸費用（納車費用含む）
 - ③受注者の名称又は商号が変更された場合の自動車検査証記載事項の変更に要する費用
 - ④自動車検査証の返納に要する費用
 - ⑤自動車税又は軽自動車税
 - ⑥自動車重量税
 - ⑦印紙税
 - ⑧自動車損害賠償責任保険料
 - ⑨自動車リサイクル法に係る費用
 - ⑩別紙1のメンテナンスに係る費用
- 9 車両の使用、保管及び保守等に関する事項
別紙2のとおり
- 10 その他
 - ①自動車は新車を提供すること。
 - ②リース期間満了後は残価精算なしにて返却するものとする。
 - ③車両の点検・整備等の日程は事前に調整を行うこと。
 - ④必要に応じて点検整備に伴う代車の提供を行うこと。

11 補則

- ①本仕様に定めのない事項で疑義を生じた場合は、双方協議のうえ決定する。
- ②納車期限については目安とし、発注後の最新の受注生産状況を確認し双方協議のうえ決定する。

(別表1)

項目	仕様等
ボディタイプ	ミニバン (ハイブリッド車)
台数	1台
駆動方式	2WD
燃料	無鉛レギュラーガソリン
エンジン	ハイブリッド
トランスミッション	電気式無段変速機
排気量	1500～2000CCクラス
乗車定員	7人
ボディカラー	黒
装備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ETC2.0車載器 (車両情報セットアップ込み、新セキュリティ規格、新スプリアス規格) ・フロアマット (運転席、助手席、後部座席) ・サイドバイザー (運転席、助手席、後部座席) ・ドライブレコーダー (前後) ・ディスプレイオーディオ ・後部座席ディスプレイ ・バックモニター ・ブラインドスポットモニター ・エアバック (運転席、助手席、後部座席側面) ※その他特に指定のないものは標準装備とする
参考車種	トヨタヴォクシーS-Z トヨタノアS-Z ホンダステップワゴンe:HEV
年間推定走行距離	12,000Km (月間1,000km)

メンテナンス等に関する事項

1. メンテナンス内容

原則としてメンテナンス時には、受注者が車両をその保管場所で引き取り、次のとおり実施するものとする。

(1) スケジュール点検：6ヶ月ごとに実施する。

ア. エンジン

- エンジンオイルの量, 汚れ
- バッテリー液の量
- 冷却水の量, 汚れ
- ブレーキ液の量, 汚れ
- エンジンのかかり具合 (異音, 低速及び加速の状態)
- パワーステアリングベルトの緩み, 損傷
- ファンベルトの緩み, 損傷

イ. ブレーキ

- パーキングブレーキの引きしろ (踏みしろ)
- ブレーキペダルの遊び
- ブレーキペダルの踏み残りしろ
- ブレーキの効き具合

ウ. タイヤ

- タイヤの状態 (空気圧, 亀裂及び損傷, 溝の深さ, 異常な磨耗, 金属片, 石, その他の異物)

エ. その他

- 灯火装置の点灯, 汚れ及び損傷
- 方向指示器の点灯, 汚れ及び損傷
- ウィンドウウォッシャーの液量, 噴霧状態
- ウィンドウワイパーの払拭状態
- ブレーキホース及びパイプの損傷, 液漏れ, 取付状態

(2) 法定点検

(3) 継続車検整備 (洗車及び車両清掃も含む)

(4) エンジンオイル及びオイルフィルター、エレメントの交換 (メーカーの点検基準による)

(5) タイヤ交換 (必要に応じて)

(6) 磨耗タイヤの更新

(7) パンク修理, バースト交換 (縁石等の接触によるものを除く)

(8) バッテリー交換 (必要に応じて)

(9) 各種消耗品 (ウォッシャー液, ワイパーゴム等) の交換又は補充 (必要に応じて)

(10) その他安全走行に必要な点検・簡易修理 (新車点検を含む)

車両の使用、保管及び保守等に関する事項

(車両の使用及び保管)

第1条 発注者(以下「甲」という。)は車両の使用及び保管に際して、別途受注者(以下「乙」という。)が、取扱説明書等により定める条件、方法、手順等を遵守するものとし、車両を使用・管理する甲の職員等(以下「職員等」という。)にも当該条件、方法、手順等を周知徹底し、遵守させるものとする。

(乙が実施する車両の点検)

第2条 乙は、車両について、道路運送車両法に基づく点検、乙が甲に対し半年に一度案内する定期点検を行うものとし、安全な走行が可能な状態の維持に努めるものとする。

2 甲は車両について、事故、破損、故障等の異常が発見された場合、直ちに乙へ通知したうえで、乙の指示に従うものとする。

(乙が実施する車両の点検、整備及び修理)

第3条 乙は、車両について、乙が必要であると判断した場合、時期の如何に関わらず、甲に事前通知した上で、前条に定める点検、整備及び修理(以下「メンテナンス等」という)を、乙の指定する修理場で行うことができるものとし、甲はこれに従うものとする。

2 メンテナンス等により、甲が車両を使用できない場合には、乙は、メンテナンス等実施期間中、甲に対して代車を貸し出すものとする。

3 メンテナンス等に要する費用は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によりメンテナンス等を行う必要が生じた場合は、甲及び乙協議の上、費用負担を定めるものとする。

(車両走行時での故障)

第4条 車両走行に故障が発生した場合に、甲は乙へ報告をして、乙は応急処置、故障車けん引などロードサービス等を行うものとする。

(車両走行時での事故)

第5条 車両走行に事故が発生した場合に、甲は乙へ報告をし、甲乙は対応と負担については協議を行う。

(車両の欠陥があった場合の措置等)

第6条 乙は、車両に欠陥があることが明らかになったときは、速やかに甲にその旨を報告し、乙の責任において修繕等を行う。

2 車両の欠陥によって生じた損傷及び故障に伴い発生した経費は、乙の負担とする。

3 車両の欠陥により第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由を除き、乙はその損害を負担するものとする。